

第25回定時株主総会招集ご通知 交付書面への記載を省略した事項

第25期

[2025年4月1日から2026年3月31日まで]

- ・ 事業報告
 - 「会社の株式に関する事項」
 - 「会社の新株予約権等に関する事項」
 - 「会計監査人の状況」
 - 「業務の適正を確保するための体制」

- ・ 連結計算書類
 - 「連結株主資本等変動計算書」
 - 「連結注記表」

- ・ 計算書類
 - 「株主資本等変動計算書」
 - 「個別注記表」

株式会社ユビキタス A I

上記事項につきましては、法令及び当社定款第13条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 31,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,459,000株 (自己株式117株含む)
- (3) 株主数 10,184名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
鈴木 仁志	250,000株	2.39%
鈴木 雅人	208,900株	1.99%
株式会社村田製作所	202,000株	1.93%
株式会社SBI証券	191,772株	1.83%
東京短資株式会社	188,500株	1.80%
安川 堅三	179,700株	1.71%
鈴木 明和	173,000株	1.65%
上田八木短資株式会社	129,200株	1.23%
鈴木 ミチ子	126,900株	1.21%
滝田 芳彦	104,300株	0.99%

会社の新株予約権等に関する事項 (2026年3月31日現在)

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,400千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,400千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保する体制

① コーポレート・ガバナンス

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。また、当社は、取締役会の監視機能の維持、強化のため、社外取締役2名を選任しております。

取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行しております。

代表取締役は、取締役会において業務執行状況の報告を行っております。

監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施しております。

② コンプライアンス

「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス事務局を置き、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施、内部情報提供制度の整備等コンプライアンス体制の充実に努めております。なお、当社におけるコンプライアンス取組みに関する決定及び進捗状況の管理は取締役会が行っており、統括責任者は社長であります。

③ 財務報告の適正性確保のための体制整備

「経理規程」その他社内規程、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努めております。

④ 内部監査

内部監査は、内部監査担当部門が実施し、「内部監査規程」に基づき業務全般に関して、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続及び内容の妥当性等について、定期的に内部監査を実施しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定書類のほか職務遂行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を関連資料とともに「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理しております。

② 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスク、CSR・コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク、その他様々なリスクに対処するため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、各種管理規程、取組基準、投資基準、リスク限度額、取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、全社のリスクを統括的かつ個別的に管理しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

適正かつ効率的な職務の執行を確保するために「業務分掌規程」、「職務権限一覧」等各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図っております。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役又は監査役として、当社の取締役又は監査役を派遣し、子会社の取締役の業務執行の監視・監督又は監査を行います。
- ② 当社は、子会社の事業計画、経営状況、業務執行の状況等につき、子会社の取締役から当社の経営会議若しくは取締役会に報告させることにより、当社グループ全体の業務執行状況の適時把握を図り、必要に応じて子会社に対して改善点等を指摘します。
- ③ 当社と子会社間の取引条件については、一般の取引条件と比べて、いずれかに著しく不利益となったり、恣意的なものとなったりしないように決定します。

(6) 監査役が、その職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 補助使用人の設置
補助使用人について、取締役会は監査役と協議を行い、必要に応じて当該使用人を任命及び配置します。監査役は、補助使用人に対して監査業務に必要な事項を指示することができるものとします。
- ② 補助使用人に対する指揮命令権限及び人事権
監査役が指定する補助すべき期間中は、補助使用人に対する指揮命令権限は監査役に移譲されたものとし、取締役は補助使用人に対し指揮命令権限を有しないものとします。また、補助使用人の人事考課、人事異動及び懲戒処分については、事前に監査役会の同意を必要とするものとします。

(7) 取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役その他役職者は、定期的に自己の職務執行状況を監査役に報告しております。
- ② 取締役は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、次に掲げる事項をその都度報告しております。
 - ・財務及び事業に重大な影響を及ぼす決定等の内容
 - ・業績及び業績の見通しの発表の内容
 - ・内部監査の内容と結果及び指摘事項の対策
 - ・行政処分の内容
 - ・その他監査役が求める事項
- ③ 使用人は監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実、重大な法令又は定款違反事実がある場合には、直接報告することができます。
- ④ 子会社の取締役、執行役員及び使用人から監査役に報告すべき事項として報告を受けた者は、当該報告事項を当社の監査役に対して報告します。

(8) 監査役に対して上記報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当該報告者に対し、報告したことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底しております。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払、又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用、又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役から職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求を受けたときは、監査役の職務の執行に支障のないように速やかに費用又は債務の処理を行います。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査担当部門との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘事項について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図っております。

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自に起用することができます。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 「反社会的勢力対応ガイドライン」を定め、暴力団等反社会的勢力とは一切の関係を持たない企業倫理確立に努めており、反社会的勢力との関係は一切ありません。
- ② 反社会的勢力との関係遮断は、コンプライアンスの精神に則り対応するとともに、企業防衛の観点からも不可欠であり、その潜在的リスクに対しては全ての役員、使用人に対し周知徹底に努めております。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般に関する事項

当社の業務の適正を確保するために、監査役及び会計監査人との情報共有を実施して運用状況を確認しました。

財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システム全般の整備・運用状況について内部統制事務局が継続的に実施状況を確認し、改善・強化に取り組みました。

② コンプライアンスに関する事項

当社のコンプライアンス意識の醸成に努めるために実態に即したコンプライアンス教育を実施しました。

③ リスク管理に関する事項

取締役会においてリスクの把握と対策を検討し、適切な対応に努めました。

④ 監査役に関する事項

監査役は当社の重要会議に出席して職務執行の状況等について報告を受けるとともに取締役、会計監査人、内部監査責任者と定期的なヒアリングを実施しました。

⑤ 反社会的勢力排除に向けた体制に関する事項

取引先に対して取引時の事前確認を実施するとともに、外部機関からの情報収集を実施しました。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当連結会計年度期首残高	1,483,482	1,453,482	△650,421	△121	2,286,423
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△518,702		△518,702
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	△518,702	－	△518,702
当連結会計年度末残高	1,483,482	1,453,482	△1,169,124	△121	1,767,720

	その他の包括利益累計額		純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	109,625	109,625	2,396,048
当連結会計年度変動額			
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△518,702
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）	33,363	33,363	33,363
当連結会計年度変動額合計	33,363	33,363	△485,339
当連結会計年度末残高	142,988	142,988	1,910,709

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

【連結注記表】

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ライトストーン、株式会社グレープシステム

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

① 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度末日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

・棚卸資産

商品及び製品

移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

・有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び建物附属設備 6～18年

工具、器具及び備品 4～15年

・無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

見込販売金額を基準として販売金額に応じた割合に基づく償却額と見込販売可能期間（3年）に基づく定額償却額のいずれか多い金額をもって償却しております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

- ③ 重要な引当金の計上基準
賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ④ 退職給付に係る負債の計上基準
当社及び一部の連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤ 収益及び費用の計上基準
当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。
- イ. ソフトウェアの使用許諾による収益
ソフトウェア製品を顧客に使用許諾して対価を得るもので、契約時一時金による収益、ランニングロイヤリティによる収益及びライセンスによる収益に区分されます。
- ・ 契約時一時金による収益
ソフトウェアにおける製品のソースコード又はオブジェクトコードを顧客に使用許諾する対価として收受するものであります。顧客に製品を引き渡した時点で、顧客に所有権が移転し、対価を受け取る権利が確定するため、当該時点（一時点）で収益を認識しております。
 - ・ ランニングロイヤリティによる収益
顧客がソフトウェア製品を複製してデバイスに組み込んで販売する際に、複製本数に応じて收受する対価であります。顧客が当該製品を複製した時点で、対価を受け取る権利が確定するため、当該時点（一時点）で収益を認識しております。
 - ・ ライセンスによる収益
ソフトウェア製品による知的財産のライセンスの使用及び期間等を限定して顧客に提供するものであります。主に、品質向上支援ツールや車載機器開発・テストツールといった開発ツール系の製品群をこの形態で提供しています。対象となる知的財産が有する能力は契約時点で確定しており、その後、当該知的財産に著しい影響を与える活動を行うことは契約に含まれておらず、また、顧客に合理的に期待されていないと認識しております。さらに、当該知的財産の機能等が適宜アップデートされる等により、顧客が影響を受けることはないと認識しております。そのため、知的財産を使用する権利（使用権）としてライセンス提供を開始した時点（一時点）で収益を認識しております。
- ロ. ソフトウェア受託開発による収益
顧客の求めに応じて、ソフトウェア製品を特定のプラットフォームへの移植やカスタム対応の対価として收受するものであります。ソフトウェア製品の移植やカスタマイズを履行義務としており、顧客が成果物に対して検収合格と判断したことを書面等で確認した時点（一時点）において、履行義務が充足されたと考え、収益を認識しております。
- ハ. サポート取引による収益
ソフトウェア製品を使用許諾した顧客に対する技術サポートへの対価として收受するものであります。納品後一定期間に限って提供する初期サポートや年単位で開発工数を提供する年間サポートなどがあります。技術サポートを履行義務としており、契約期間を履行義務の充足期間（一定の期間）として均等に収益を認識しております。
なお、上記いずれの取引においても、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。
- ⑥ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権及び外貨建金銭債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ⑦ のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、5～6年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

企業結合により発生したのれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	116,522千円
うち、株式会社ライトストーンに関連するのれん	116,522千円
うち、株式会社グレースシステムに関連するのれん	一千円（減損損失 137,875千円）

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

当社は、株式会社ライトストーン及び株式会社グレースシステムの発行済株式の全株式を取得した際に生じた超過収益力をのれんとして計上しております。

当社は、のれんを含むより大きな単位で、減損の兆候の判定を行っております。当社は、減損の兆候を把握するために、事業計画の達成状況、翌連結会計年度以降の事業計画における営業利益の水準を評価しております。減損の兆候があると判断した場合には、減損損失の認識の判定を行っております。

判定の結果、株式会社ライトストーンに関連するのれんについては、減損の兆候がないと判断し、減損損失は認識しておりません。株式会社グレースシステムに関連するのれんについては、外部環境及び事業環境の変化に伴う顧客の投資抑制や主力製品の代理店契約終了の影響により、翌連結会計年度以降の経営環境が著しく悪化する見込みであり、当初想定していた収益が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。回収可能価額は、使用価値に基づき算定しており、使用価値は零として算定しております。

・主要な仮定

のれんの減損の兆候の有無の判定においては、のれんが帰属する資産グループから生じる営業利益及び将来の事業計画を用いております。また、将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された事業計画に基づいております。当該事業計画の主要な仮定は翌連結会計年度以降の売上予測となっております。

・翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループの過去の経験と利用可能な情報に基づいて設定した仮定は将来の不確実性を伴うため、翌連結会計年度において、事業計画との乖離が生じることにより、減損損失を計上する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	139,873千円
----------------	-----------

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	10,459,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、必要に応じて短期的な運転資金を銀行借入により調達する方針です。また、デリバティブは利用しておらず、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされており、外貨建の営業債権は、為替リスクにさらされております。

投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、それぞれ発行体の信用リスク及び価格の変動リスクにさらされております。

差入保証金は、本社等の賃借に関するもので、貸主の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日です。また、未払金、未払法人税等、未払消費税等についても、1年以内の支払期日です。長期借入金は運転資金に係る資金調達を目的としております。

買掛金や未払金、長期借入金、未払法人税等、未払消費税等は、流動性リスクにさらされております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、受注管理規程に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握しております。

差入保証金については、信用リスクは僅少であると認識しております。

- ・市場リスク（価格の変動リスク）の管理
当社グループは、投資有価証券について、定期的に発行体から財務状況、信用状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。また、外貨建の債権については、その金額が僅少であるためヘッジ等は行っておりません。
- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社グループは、月次に資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、「現金」は注記を省略しており、「預金」、「売掛金」、「未収還付法人税等」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」並びに「未払消費税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 投資有価証券 其他有価証券(*1)	263,844	263,844	—
② 差入保証金	134,639	105,863	△28,776
③ 長期借入金(*2)	916,685	907,018	△9,667

(*1) 市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合への出資は「① 投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式(*3)	5,000
投資事業有限責任組合への出資(*4)	43,624

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含む。

(*3) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*4) 投資事業有限責任組合への出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	263,844	—	—	263,844

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	105,863	—	105,863
長期借入金（*）	—	907,018	—	907,018

（*）1年内返済予定の長期借入金を含む。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

これらの時価は、信用リスクが僅少であると認識しており、期間に基づく区分ごとに想定される無リスク金利で割り引いた現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、当社グループの報告セグメントを製品及びサービスごとに分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	ソフトウェア事業	アナリティクスソフトウェア事業	
ソフトウェアプロダクト領域	772,572	—	772,572
ソフトウェアディストリビューション領域	1,275,902	—	1,275,902
ソフトウェアサービス領域	944,330	—	944,330
データアナリティクス領域	—	931,671	931,671
外部顧客への売上高	2,992,804	931,671	3,924,475

（注）当連結会計年度より、事業戦略の実行のための組織体制の統合及び経営管理体制の見直しの実態を踏まえ、報告セグメントを変更しております。また、経営実態をより適切に表すために、顧客との契約から生じる収益を製品及びサービスごとに分解した情報に変更しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,035,037	951,056
契約負債	100,849	141,214

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は100,849千円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 182円69銭

(2) 1株当たり当期純損失 △49円59銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(減損損失に関する注記)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

会社	場所	用途	種類
株式会社ユビキタスAI	東京都新宿区等	事業用資産	建物附属設備、工具、器具及び備品、ソフトウェア、その他（無形固定資産）
株式会社グレープシステム	神奈川県川崎市 中原区	事業用資産	建物附属設備、工具、器具及び備品、のれん

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として会社別を基礎として資産のグルーピングを行っております。

上記資産グループについては、営業活動による収益性の低下が認められ、短期的な回復が見込まれないため、当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損損失のそれぞれの内訳は株式会社ユビキタスAI 79,306千円（建物附属設備53,252千円、工具、器具及び備品25,340千円、ソフトウェア510千円、その他（無形固定資産）203千円）、株式会社グレープシステム140,322千円（建物附属設備203千円、工具、器具及び備品2,244千円、のれん137,875千円）となります。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから零として評価しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 金 剰 余	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,483,482	1,453,482	1,453,482	△590,884	△590,884
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失				△579,067	△579,067
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△579,067	△579,067
当 期 末 残 高	1,483,482	1,453,482	1,453,482	△1,169,951	△1,169,951

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計 合 計
	自 己 株 式	株 資 合	主 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△121	2,345,960		109,625	109,625	2,455,586
当 期 変 動 額						
当 期 純 損 失		△579,067				△579,067
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				33,363	33,363	33,363
当 期 変 動 額 合 計	-	△579,067		33,363	33,363	△545,704
当 期 末 残 高	△121	1,766,893		142,988	142,988	1,909,881

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び建物附属設備 6～18年

工具、器具及び備品 4～15年

無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

見込販売金額を基準として販売金額に応じた割合に基づく償却額と見込販売可能期間（3年）に基づく定額償却額のいずれか多い金額をもって償却しております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

① ソフトウェアの使用許諾による収益

ソフトウェア製品を顧客に使用許諾して対価を得るもので、契約時一時金による収益、ランニングロイヤリティによる収益及びライセンスによる収益に区分されます。

・契約時一時金による収益

ソフトウェアにおける製品のソースコード又はオブジェクトコードを顧客に使用許諾する対価として收受するものであります。顧客に製品を引き渡した時点で、顧客に所有権が移転し、対価を受け取る権利が確定するため、当該時点（一時点）で収益を認識しております。

・ランニングロイヤリティによる収益

顧客がソフトウェア製品を複製してデバイスに組み込んで販売する際に、複製本数に応じて收受する対価であります。顧客が当該製品を複製した時点で、対価を受け取る権利が確定するため、当該時点（一時点）で収益を認識しております。

・ライセンスによる収益

ソフトウェア製品による知的財産のライセンスの使用及び期間等を限定して顧客に提供するものであります。主に、品質向上支援ツールや車載機器開発・テストツールといった開発ツール系の製品群をこの形態で提供しています。対象となる知的財産が有する能力は契約時点で確定しており、その後、当該知的財産に著しい影響を与える活動を行うことは契約に含まれておらず、また、顧客に合理的に期待されていないと認識しております。さらに、当該知的財産の機能等が適宜アップデートされる等により、顧客が影響を受けることはないと認識しております。そのため、知的財産を使用する権利（使用権）としてライセンス提供を開始した時点（一時点）で収益を認識しております。

② ソフトウェア受託開発による収益

顧客の求めに応じて、ソフトウェア製品を特定のプラットフォームへの移植やカスタム対応の対価として収受するものであります。ソフトウェア製品の移植やカスタマイズを履行義務としており、顧客が成果物に対して検収合格と判断したことを書面等で確認した時点（一時点）において、履行義務が充足されたと考え、収益を認識しております。

③ サポート取引による収益

ソフトウェア製品を使用許諾した顧客に対する技術サポートへの対価として収受するものであります。納品後一定期間に限って提供する初期サポートや年単位で開発工数を提供する年間サポートなどがあります。技術サポートを履行義務としており、契約期間を履行義務の充足期間（一定の期間）として均等に収益を認識しております。

なお、上記いずれの取引においても、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権及び外貨建金銭債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は、関係会社株式として、株式会社ライトストーンの株式739,304千円を計上、株式会社グレープシステムの株式0千円（関係会社株式評価損143,240千円）を計上しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

当社は、関係会社株式について、帳簿価額と1株当たり純資産額等を基礎に各社の超過収益力等を反映した実質価額を比較し、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したと認められる場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額をし、評価差額を関係会社株式評価損として計上します。

なお、各社の実質価額の著しい低下の判定のため、実質価額に含まれる超過収益力等の減少の有無を検討した結果、株式会社ライトストーンに係る株式については、実質価額の著しい低下が認められないことから減損処理は不要と判断しております。株式会社グレープシステムに係る株式については、実質価額の著しい低下が認められたことから減損処理を行い、143,240千円の関係会社株式評価損を計上しております。

・主要な仮定

超過収益力を反映した実質価額の評価には、各関係会社の事業計画を用いており、事業計画の主要な仮定は翌期以降の売上予測となっております。

・翌事業年度の計算書類に与える影響

当社の過去の経験と利用可能な情報に基づいて設定した仮定は将来の不確実性を伴うため、翌事業年度において、各社の売上予測が大幅に減少した場合には、関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 81,216千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	92,936千円
長期金銭債権	120,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	8,502千円
仕入高・外注費	3,180千円
販売費及び一般管理費	56,334千円
営業取引以外の取引による取引高	521千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	117株
------	------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	126,364千円
減損損失	45,312千円
関係会社株式評価損	45,135千円
貸倒引当金	25,302千円
投資有価証券評価損	14,402千円
資産除去債務	7,923千円
退職給付引当金	7,420千円
未払事業税	3,054千円
減価償却費	2,390千円
その他	2,243千円
繰延税金資産小計	279,544千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△126,364千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△153,181千円
評価性引当額小計	△279,544千円
繰延税金資産合計	—千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△65,815千円
資産除去費用	△6,105千円
繰延税金負債合計	△71,920千円
繰延税金負債（△）の純額	△71,920千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科 目	期末残高 （千円）
子会社	株式会社グレー プシステム	所有直接 100%	役員の兼任	資金の貸付 （注）	230,000	長期貸付金	150,000
				資金の回収	80,000		

（注）資金の貸付については、市場金利を勘案の上、適正な調整を行い、合理的に決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	182円61銭
(2) 1株当たり当期純損失	△55円37銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(減損損失に関する注記)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

会社	場所	用途	種類
株式会社ユビキタスAI	東京都新宿区等	事業用資産	建物、工具、器具及び備品、ソフトウェア、その他（無形固定資産）

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として会社別を基礎として資産のグルーピングを行っております。

上記資産グループについては、営業活動による収益性の低下が認められ、短期的な回復が見込まれないため、当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損損失の内訳は、建物53,252千円、工具、器具及び備品25,340千円、ソフトウェア510千円、その他（無形固定資産）203千円となります。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから零として評価しております。